

第 6 回佐久市都市計画審議会（要約）

日 時：平成 31 年 1 月 25 日（金）

午後 2 時から 4 時まで

場 所：佐久市役所南棟 3 階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（１）議事録署名委員の指名

（２）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第 5 回）議案の処理状況等報告

（３）議案審議

《第 1 号議案 佐久市緑の基本計画の改定計画（案）について》事務局より説明

（委員）

公園の中にカフェやレストランを作るという話、少し質問ですが、年末の 12 月 13 日の信毎にも載っていたのですが、これは基本的に市民から要望があったのか、それとも国からのお達しだったから従ってそういうことを計画したのか、どちらなのでしょう。といいますのは、民間でやるというよりも採算優先で、とても採算の合う事業ではありません。駒場公園のところにカフェがありましたけれども、これは施設の人が利用してやっていたのですが、これも採算が合わなくて辞めてしまっています。佐久市で唯一あるのは、野沢会館の中にある喫茶店くらいで、これは民間を募集しても到底成り立つものではないと思います。これが市民からの要望があれば、市は一生懸命補助金を出してもやるべきでしょうけれども、単に国からの改定案が出たから載せたというのか、実態はどちらなのでしょう。

（事務局）

P-PFI の関係になろうかと思いますが、お答えいたします。

まずこれにつきましては、都市公園法等の改正がありまして、それに則り条例等も改正いたしまして、より作りやすくなったという制度です。市として、今回の制度改正の場合なんです、民間の方が公園を利用して、その公園の一角に収益を生むような施設、先ほど申し上げた一例というのはカフェやレストランなんです、その収益が上がる施設を設ける場合、通常の場合ですと公園の中に収益施設を作る場合、従前はその施設を作る上で 10 年間の設置の許可というものがございましたが、この制度改正に伴いまして、最長 20 年間の許可を出せる。その 20 年間安定してそこで営業できることによりまして、そこで生まれる収益を公園の施設を整備するためにあてるような事業所がある場合に設置出来るという制度でございます。

ですので、信毎さんの記事ですと、私どもの主旨が伝わりにくかった面もあるのですが、設けていただいてその利益を公園に還元してくれるような場合に積極的に進めていきたい。ですので、委員がおっしゃられるように、なかなかこちらの方ですと収益が実態とすると上がりにくいと思われます。特に長野県はもとより自動車でそれぞれの目的地に直接行くという方法を取られる方が多いものですので、例えば公園の中に駐車場設けられるとか、余程人がいるという所でないと難しいかなって言うのもありますが、制度としてそういったものもありますので、私どもの方としても周知に努めて、来ていただけたところがあれば、その事業所を審査して設置することによって、その収益で公園を整備していく、一応そんな制度でございますので、よろしくお願いします。以上でございます。

(委員)

環境整備に関心のある企業で、単なる金儲けではないということで承知しました。

(委員)

実際に民間の業者の方から問い合わせなんかはあるんですか。

(事務局)

現時点ではございません。先に新聞報道でありましたが、県内で1つか2つそういった動きがあるという話はございますが、この制度を活用しているというのは、まだ県内では聞いておりませんし、佐久市の方にもまだ問い合わせは残念なことにありません。

(委員)

パブリックコメントの一番最後の7というところですが、太陽光発電についての質問と実際に太陽光発電の計画があちこちに始まっていると、内山とか香坂ダムの上流、水源地辺りにそういった計画が軒並み出来てきているんじゃないかというお話も伺っているんですが、そういった心配から、こういうような意見が出ていると思いますが、「ご意見として承ります」だけでいいんですか。

(事務局)

先ほど若干経過の方も触れさせていただきましたが、従前ですと自然環境保全条例等で対応しておりましたが、それではやはり現状に即さないのではないかとということで新たな要綱を設置いたしました。その関係につきましては、本日出席しておりますので担当部局の方から、お答えを申し上げます。

(事務局)

ご質問いただきました件につきましては、昨年9月1日から「佐久市太陽光発電設備に関するガイドライン・要綱」の方を策定させていただきまして、運用の開始をしているところでございます。

今まで自然環境保全条例、開発指導要綱の方で指導していただいたものについても引き継いで、今度は太陽光に特化したもので指導を行っていくということで策定いたしました。

現在行っている途中でございますが、こういったパブリックコメントでご意見いただきました点につきまして、現状まだ動き始めて間もないという点もございまして、指導を行いながら、我々も課題・問題を集約しながら、指導を行っていこうと考えております。

今回この意見の回答を求められた時も「緑の基本計画」の方でいただいておりますが、基本的には太陽光に関する指導・関係はこちらのガイドライン要綱で行わせていただいておりますので、太陽光関係の指導がありましたら、ガイドライン要綱のほうでやらせていただくということをご承知置きいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

運用基準は出来てきているんですか。

(事務局)

ガイドライン要綱の方を運用しておりますので、指導基準等も定めながら業者への指導を行っているところでございます。

(委員)

それは定まっているんですか。

(事務局)

そうですね、現状定まっております、今後動いている中で課題等を引き続き改善しながら指導を行っていくつもりでございます。

(委員)

現に動いている事業に対して、どういう風に対応しているんですか。

(事務局)

今現在動いているものに対しては、まず市への事前協議を受けまして、市の方で計画内容を確認等させていただいて、適切な事業の実施を求めていくことで動かさせていただいております。

(委員)

何箇所くらいそういう所は出てきているんですか。

(事務局)

こちらの要綱の方で届出がきておりますので、10件程度でございます。

(委員)

結構多いですね。

(事務局)

そうですね。まだ半年経っていませんが、10件出てきています。

(委員)

特に緑の条例の中というか、市長が特別に指定する地域という考え方もあるようですが、基本的にそういう開発が予定されているというのは、里山やその周辺とか、要するに農地にもなっていない、農地が休耕田になってしまって、それを管理する農家や所有者に手放したいって言う人たちが結構いたりする。そういう中で、細かい土地を大きな面積で国土法による提出しなければならないような大きさの規模でないものを買いたって、それでまとまった時に大きな計画を打ち出してくるということはあるようですけれども、そういった中で10件というのは、やはり大きな規模になってくるところが、その10件ということですか。把握する規模というのは、どの程度の規模を把握されているんですか。

(事務局)

一応、太陽光発電の規模としましては、佐久市の太陽光発電設備に関する要綱の方におきまして、要綱に該当する場合、市への届出を求めています。そちらの方の規定に該当するかどうかの判断としましては、土地に接するパネル、モジュールの合計出力で50kw以上ということで要綱を定めていますので、今までの経過等を見てもらいます。畑等で一筆、二筆ほどで事業を実施する場合でも50kwを超える場合もありますので、そういった少し小さな太陽光でも該当になって届出になっているということもいくつかございます。

(委員)

それは10件の中に入っているんですか。

(事務局)

はい、10件の中に入っております。

あと他にも一体的に大きい計画というのもありますので、一概に全てが大きい、小さいというようなことはありませんが、一応10件の中に何件か入っているという感じでございます。

(委員)

3ページ目を開いていただいて、一番最初のところに、「計画の位置づけ」というのがありまして、それを見ると、佐久市の総合計画があって、佐久市のマスタープランがあって、今日の緑の計画があるということで、2年間の任期なんですけど、このマスタープランと緑の計画に参画出来たことを、とても誇りに思っているんですけども、今回の計画を見まして、とてもよく出来ていると私は評価しています。従来はパブリックコメントをやっても、応募者0というのがほとんどです。それからこの皆さん方は非常に熱心で、ワークショップを2回もやっておられる。これほど一生懸命やられたことは、私はあまり存じません。非常に評価しています。

それで褒めた後で非常に恐縮なんですけど、実は私は以前に環境審議会にも委員になっておりました。その時は環境白書をやはり審議をして承認をしたんですけど、その時に私が発言したのは、これほど立派な環境白書を作って、この審議委員の人に分厚いのを配られるのは結構なんだけど、本当は市民が読まないという意味がないですよと、これを図書館に置いてくださいと言いました。そしたら、課長さんは約束したと思っていたのが、2年目来たら、異動で誰もいませんでした。

それで、環境白書は残念ながらその後8年間、一冊も図書館に置いてありません。皆さんの場合は、マスタープランを7月にいただきました。とても良い出来だと思うんですが、これが今日現在、図書館に置いてありません。それで、今回のものは3月に発行されると思いますけれども、これも恐らく黙っていれば図書館に置いていただけないです。何でこんな計画を作っているかという、佐久市民の方に周知を徹底して、こんな立派な公園がありますよ、こんな立派な天然記念物がありますよっていうことを、市民の方に知ってもらうためです。ですから少なくとも、1つの図書館、それから市役所の1階ロビー、それから支所の1階ロビーに置いていただきたいんですよ。それでこれまでに私は毎週あちこちの図書館に行っただけです。今日も午前中は小諸図書館に行きました。小諸の市役所には、1階のロビーに置いてあります。

そういうことで、簡単なことですが、佐久市全体がそうなってほしいんですが、図体が大きすぎて動きが良くないんですけれども、皆さんをせっかく褒めたので、都市計画課が率先して、1階のロビーに置いてもらいたいです。それから図書館にも1冊置いてもらいたいです。支所にも1階に置いていただきたいんです。これを来年期になったら恐らくこの方々は半分くらいいなくなる。そうすると、官僚組織の無責任体制になってしまう。

今日も、課長さんの名前をメモしたんです。しかし、多くは名前を名乗らないんです。「課長でございます」「部長でございます」と言って、名前を証拠に残さないんですよ。それで3年くらい経つとローテーションでいなくなる。それを打破してもらいたい。せっかくPDCAを回してやっておられるわけですからね、私はISOの管理責任者をやっていたんです。そうすると、PDCAをまわすとどんどん良くなるんですよ。ところが、市役所の仕事を見ていると、どんどん悪くなっているところがいっぱいあります。一時良くなったんですが、ISOを取られた時は素晴らしく改善したんですが、またそれを忘れてしまって、ズルズル後退してしまっている。その実例を言いますか。今日の審議会の報告書を、市長に今日出すと書いてあります。1月25日に審議会をやって、1月25日に市長に答申するんですか。市長がそれまで待ってくれるんですか。今日金曜日ですよ。そういうことを皆さん疑問に思っていない。だけど、一般常識、市民から見ると今日審議して今日答申出来るはずがないんですよ。そういうことが当たり前になっている。だけど、環境ということは、市民に直結していることなので、大変関心があります。だからパブリックコメントも3人も返事した。それから市役所の1階ロビーにも置いてありました。私確認しました。やっぱり市民の方は関心を持っている。それを佐久市の方々は、市民にサービス精神を持ってもらいたい。なので、今日最初褒めましたので、後半の部分の苦言は、今日すぐにでも出来ることなので、ぜひやっていただいて、私あと1年間任期があるので、しょっちゅうチェックしてますので、この辺は部長さんの名前もメモしたんですが、ぜひ3月に代わってしまうかもしれないけど、それまでに責任を持って実現をしてもらいたいと思います。

長くなって申し訳なかったんですが、環境審議会でも実現しなかったことを、都市計画ではぜひ成果として実施していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局の方は大丈夫ですか。どうぞ。

(事務局)

只今ご指摘いただきました内容を、深く心に留めてまいりたいと思います。

ただ1点だけ、申し上げますと、都市計画マスタープランにつきまして、図書館に置いていただきたい旨、確かに委員さんの方から私ども承っております。それを受けまして、実は図書館の方に直接話をしまして、自分の手で持参をして、閲覧に供するようお願いしてきた状況がございます。ただ、結果としまして、今日至るまで、そういった事実がないということでございますので、これは深く反省をいたしまして、今日すぐに会議が終わったら図書館の方に参りまして、そのような状況になるように、改めてまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。努力していただけるということで、よろしいでしょうか。

他に「緑の基本計画（案）」につきまして何かご質問、ご意見等は大丈夫でしょうか。貴重な意見も出ていますが、他にはご意見はないでしょうか。

それではご意見も出尽くしたと思いますので、「第1号議案 佐久市緑の基本計画の改定計画（案）について」、佐久市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、議事を決するため、採決いたします。

計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

・・・挙手（全員）・・・

(会長)

ありがとうございます。全会一致でございますので、計画案どおり進めるよう答申させていただきます。

《第2号議案 佐久都市計画道路の変更（案）について》

《第3号議案 佐久都市計画用途地域の変更（案）について》事務局より説明

(委員)

質問させていただきたいんですが、都市計画区域の変更の場合に、今のご説明ですと計画道路の端から25mという言葉が出てきているんですが、これは決まりなんですか。

(事務局)

用途地域の指定にあたりましては、ルールがございまして、沿道系の用途ということになりますが、主要な道路の沿線に用途地域を指定する場合は、その道路の端から1宅地、もしくは2宅地という表現がございます。そのうち、1宅地の取り方が一般的には25から30mということでございまして、今回お示しした内容につきましては、25mということで整理をしている状況でございます。

用途地域の指定にあたっての基本的なルールというのが長野県の方で定めておりまして、それに基づいて指定をしているということでございます。

(委員)

そうしますと、今ここに出ているように道路の線形がちょっと変わっただけでも、こういう形のものはその都度やらなければいけないという考えなんですか。

(事務局)

基本的には、都市計画道路につきましては、都市計画になりますので、そうそう容易に変わるものではないんですが、線形が変わるということでございますので、それに合わせて用途地域の範囲も変える必要があるということでございます。

(委員)

引き続きわからないことがあるので聞きたいんですが、じゃあ線形25mから30mと言いますが、道路が都市計画道路決定すると、25mまっすぐですよ。この場合、どちらが1つの土地がその線によって違う用途地域になった場合に、どういう解釈をすればいいわけですか。

(事務局)

基本的には、過半の用途、1つの筆でとらえた場合に、どちらの用地が過半を占めるか、それによって用途地域の定めを適用しております。

(委員)

多いほうが優先ということですね、わかりました。

それからもう1つ教えてください。3-2の2ページなんですけど、3・4・8が廃止になったためにこれを変えるという説明をなされていて、この文章の方の説明ですと、近隣との整合性を取っているんですが、せっかくまっすぐになっているものが廃止になって、なんでこんな複雑な用途地域の変更をかけなければいけないのか。なぜその必要性があるのかお聞きしたい。

他のところは理解出来るんですけど、2ページのところだけ、廃止になったために、なんでこんな複雑な地域指定をしなくてはいけないのか。

(事務局)

これも用途地域の指定のルールがございまして、用途地域の指定にあたりましては、大原則が、地形・地物によることというルールがございます。これはまさに道路であつたり、河川、鉄道、あるいは地形ですね、こういったものによって指定をする必要があるという大原則がございます。

ただ、こちらのほうは、主要な都市計画道路が予定されておまして、その沿道ということで当初道路の線形に沿った用途指定がなされていたわけですが、道路がなくなってしまったということでございますので、ここは原則に立ち返って、地形・地物、専ら道路に依ろうかと思いますが、場合によっては筆界も一部あるかもしれませんが、そういったもので、指定をし直したということでございます。

(委員)

地形ということは高低差も含まれているという解釈でよろしいですか。

(事務局)

客観的に見てわかるような指標で定めましょうというのが原則になります。

(委員)

ちょっと確認なんです、用途地域なり都市計画の変更ということで、一般市民に閲覧ということとここに載っているんですが、この辺の意見の提出方法は、郵送または直接持参となっているんですが、例えば、今ここにホームページと記載されているんですが、メールではダメなんですか。

何か決まりがあって、郵送なんですか。例えば郵送したら多少のお金がかかる、持参すればそれだけの時間がかかるというのがあるんですが、なんでこれだけに限定しているのかというのがわからないんですが、教えてください。

(事務局)

基本的に都市計画の内容を示すにあたっては、都市計画法に定める手続きになります。従いまして、公告縦覧の手続きに関しては、定めがあるということでございます。閲覧場所についても定めがあるということでございますので、他の手法に依れないということでございます。

(委員)

例えば閲覧だけ庁舎に来て、意見だけメールというのもいけないんですか。その場で出さないといけない。

(事務局)

基本的には法や例規等で定められている手続きでございますので、任意性がないということでございます。ただ、閲覧に関しましては、やはり内容を知らしめるという必要性がありますので、ホームページ等においても、情報提供している状況はあります。

ただ手続きについては、例規等に定めるように行われなくてはならないと、現状ではそうなっています。

(委員)

じゃあその辺は変えとか、変更しようとかいう考えは一切ないのか。こういう風な決まりだから、新しい時代でこういう風に取り入れていこうとかいう考えは今のところ一切ないということですか。

(事務局)

市において柔軟に対応できるというような性質のものではないと捉えております。

ご指摘はごもっともかと思えますし、時代にそぐう対応というものは当然求められるところであろうかと思いますが、現状においては、そのような縛りがあると認識しています。

(会長)

他にご意見、ご質問等はいかがでしょうか。それでは、「第2号議案 佐久都市計画道路の変更(案)について」、「第3号議案 佐久都市計画用途地域の変更(案)について」、佐久市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、議事を決するため、採決いたします。

計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

・・・挙手(全員)・・・

(会長)

ありがとうございました。全会一致ですので、計画案どおり進めるよう議決させていただきます。

(４) その他

４ 閉会